

政令第二百三十二号

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（抄）

内閣は、学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（学校教育法施行令の一部改正）

第一条 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号

中「（専門職大学院を含む。）」を削り、「第四百四条第一項」を「第四百四条第三項」に、「次条第一項第一号」を「次条第一項第一号ハ」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 専門職大学の課程（法第八十七条の二第一項の規定により前期課程及び後期課程に区分されたもの）に限る。次条第一項第一号ロにおいて同じ。）の設置及び変更

第二十三条の二第一項第一号中「私立の大学の学部の学科の設置又は公立若しくは私立の大学の大学院（専門職大学院を含む。）の研究科の専攻の設置若しくは専攻に係る課程の」を「大学に係る次に掲げる

設置又は」に改め、同号に次のように加える。

イ 私立の大学の学部・学科の設置

ロ 専門職大学の課程の変更（前期課程及び後期課程の修業年限の区分の変更（当該区分の廃止を除く。）を伴うものを除く。）

ハ 大学の大学院の研究科の専攻の設置又は当該専攻に係る課程の変更

第二条から第二十一条まで （略）

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

2・3 （略）